

- ①
- [1]法人後見の取組に民間事業者等の参画を促す取組
 - [2]日常生活自立支援事業の取組に民間事業者等の参画を促す取組

- ②
- 身寄りのない人等に対する市町村が関与した新たな生活支援(金銭管理等)・意思決定支援に関する取組

- ③
- [1]寄付等による多様な主体の参画を促す取組
 - [2]支援困難事案に都道府県等が関与する取組

- 新
- [1]包括的な相談・調整窓口の整備
 - [2]総合的な支援パッケージを提供する取組

対象地域

【面積】132.42km²
 【人口】142,982人
 【うち65歳以上】42,895人
 【高齢化率】29.9%

※令和8年1月時点

背景・経緯

- ・ **検討開始時期** : 令和6年5月
- ・ **取組開始時期** : 令和7年12月
- ・ **開始に至る経緯** : 身寄りのない高齢者の増加により、行政でも身寄りのない高齢者に関する安否確認や葬祭事務の対応件数が年々増加。また、ケアマネジャーなど主に福祉事業者の過大な負担となっている実態を踏まえ、令和6年5月から福祉保健部三課を構成員とする庁内検討会を設置し、令和7年11月からは構成員に米子市社会福祉協議会等を加え、課題解決に向けた公的支援の仕組みについて検討を行ってきた。

事業概要、実施スキーム

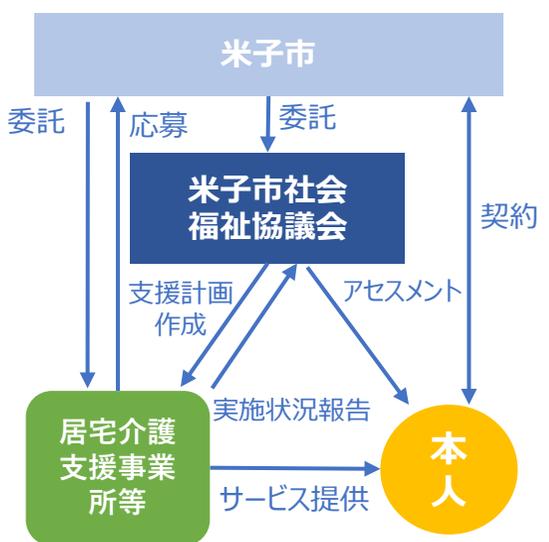
【事業概要】

既に居宅介護支援事業所等が支援している方(介護保険サービス利用者)を対象に、利用希望対象者(5名程度)ごとに、本人との契約に基づき、米子市社会福祉協議会が支援計画を作成し、サービス提供事業所(居宅介護支援事業所等)が日常生活の金銭管理や入院・入所時の身元保証を代替する支援等を提供する。

- ### 【利用者の要件】
- 以下の全てに該当する米子市民
- ✓ 65歳以上であること。
 - ✓ 居宅介護支援事業所等のサービスを受けている人
 - ✓ 支援可能な親族がいないこと。
 - ✓ 市町村民税非課税であること
 - ✓ 生活保護を受けていないこと。
 - ✓ 利用契約の内容を理解できる能力を有していること。
 - ✓ 負債を有しないこと。
 - ✓ 金銭に関して係争中の事件がないこと。

【夜間・休日等の緊急連絡先及びその対応】

サービス提供事業所(居宅介護支援事業所等)との協議による



ステークホルダーの役割

- ### 【管理監督団体】
- ① **米子市**
 - 企画立案・多様な主体の参画に係る調整・効果検証
 - 居宅介護支援事業所等からの応募受付
 - 利用者の審査、契約締結
 - ② **米子市社会福祉協議会(委託)**
 - 米子市への実施報告
 - 利用者のアセスメント・支援計画作成及び変更
 - サービス提供事業所からの実施状況報告を踏まえた計画と実績の点検(毎月)
 - ③ **市内居宅介護支援事業所等(委託)**
 - …対象：居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センター
 - 事業への参画に係る利用者との調整
 - 支援計画に基づくサービスの提供
 - ④ **西部後見サポートセンターうえるかむ(委託)**
 - 契約前や契約後の法的な実務への助言
 - 法的問題が生じた場合の対応に関する助言等
- ### 【利用者(市民)】
- 居宅介護支援事業所等を通じ、米子市に利用申請
 - 米子市と「米子市高齢者等あんしんサポート事業」の利用に係る契約を締結
 - 契約に沿ってサービス提供事業所が提供するサービスを受ける
(日常生活に関する支援、入退院・入退所に関する支援、書類預かり等) ※死後事務は対象外

基本指標 (R7.12時点)

【自治体】米子市

- ・ 予算：205万円（令和7年度）

【相談対応】

- ・ 居宅介護支援事業所等が市長寿社会課に相談（申込）

【日常生活支援・入院入所の手続き支援の体制】

- ・ 常勤・非常勤を問わず居宅介護支援事業所等のケアマネジャーが通常業務と兼務
- ・ 利用者負担（目安）：なし

【事業の実績】(過去1年分)

- ・ 新規相談人数：7人
- ・ 新規契約者数：5人
- ・ フォロー中人数：5人

工夫、配慮等

【工夫点と効果】

1 利用者サービス提供事業所がセットでエントリーする方式の採用

- ・ 利用者の基本情報や生活歴、心身の状態像などは、取得済の情報を活用でき、迅速な審査・手続きが可能となる。（専門職等が書類する作成の省略化・簡略化）
- ・ 要介護認定時の審査会資料や医師意見書を活用し、対象者の認知機能の有無などについて、詳細に把握することができ、精度の高い審査が可能となる。

2 サービス提供事業所を居宅介護支援事業所等としたこと

- ・ 対象者と既に関係性等が構築されており、円滑な事業実施が可能となる。
- ・ 親族等の有無及び現在の状況や連絡先等について、既に把握されている場合がある。
- ・ 主に以下の点により、ケアマネジャーのシャドウワークに係る負担軽減に資する。
 - (1) 契約行為を基にした公的なサービス提供の枠組みが適用されること
 - (2) 複数の主体が関わることにより負担がケアマネジャーに集中するのを防止すること
 - (3) 対象者の状態が変化した場合に、他の支援へのつなぎの仕組みが導入されること
- ・ 日常的な支援を居宅介護支援事業所等が担うことにより、社協の負担軽減に資する。
- ・ 居宅連絡会等を通じて、事業の開始及び実施状況等について広く関係者に共有することで、圏域の地域課題として身寄り問題に取り組む機運が醸成される。

3 米子市社会福祉協議会及び西部後見サポートセンターうるかむの参画

- ・ 日常生活自立支援事業や、成年後見制度との連携を円滑に行うことができる。
- ・ 日常生活自立支援事業や、成年後見制度の現状や課題を検証する契機となる。
- ・ サービス提供事業所（新たな担い手）の拡大について幅広く検討することができる。

4 死後事務の除外

- ・ 事業の円滑な立ち上げを図るため、死後事務を除外した最小限のパッケージで実証を開始した。

利用の流れ

(1) 参加事業所の募集・応募

… 居宅介護支援事業所等が対象者を記入した応募用紙を市に提出

(2) 利用申込 … 居宅介護支援事業所等の代行提出可

(3) 契約締結審査会

… 判断能力の有無や支援の際の配慮等について識者に意見聴取

(4) 利用契約の締結・社協によるアセスメント

(5) 支援計画の作成

<提供サービス> ※アセスメントの結果を踏まえ利用者ごとに決定

- ・ 日常生活に関する支援
- ・ 入退院・入退所に関する支援
- ・ 預金又は貯金の通帳等の重要書類その他物品の預かりに関する支援

概ね1か月

現状の課題、今後の展開

- ・ 実証事業において以下の諸課題を検証し、対応策を構築する。これらを踏まえ、汎用性の高い公的サービスとして、令和8年度内の本格運用開始を目標とする。

- (1) 利用相談窓口の在り方（体制の在り方含む）
- (2) 居宅介護支援事業所等をサービス提供主体としたことは、課題検証を目的としたスモールスタートとしては妥当であったものの、利用者の状態変化や事業所の休廃止に伴う供給不安定リスクがあることから、今後はサービスの安定供給を目指し、提供事業所の範囲を拡大していく必要がある。
- (3) 今後の安定的な事業実施を見据え、利用者負担のあり方や預託金制度の導入を視野に入れた運用の検討に着手し、その実効性を精査する。
- (4) 民間の終身サポート事業者と本事業の役割分担を明確化し、相互補完的な連携の在り方を検討する。資産状況等に応じた住み分けを図るとともに、利用者の状態変化に伴う円滑な支援移行に向けた体制整備を精査していく。
- (5) 利用者の判断能力や資産状況の変化に応じ、日常生活自立支援事業から成年後見制度、あるいは本事業へと円滑に移行できる仕組みが不可欠であることから、現行制度の運用課題を精査し、制度間の「隙間」を埋めるための具体的な連携策を検討していく。